

平成26年度12月補正予算分析資料

1 歳入の状況

(単位：千円)

区	分	今 回 追 加 額	既 計 上 予 算 額	現 計 予 算 額	備 考
		総 額	総 額	総 額	
市	税		4,168,800	4,168,800	
地 方 譲 与	税		117,801	117,801	
利 子 割 交 付 金			15,000	15,000	
配 当 割 交 付 金			25,000	25,000	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金			47,000	47,000	
地 方 消 費 税 交 付 金			436,000	436,000	
自 動 車 取 得 税 交 付 金			10,000	10,000	
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金			30,000	30,000	
地 方 特 例 交 付 金			14,000	14,000	
地 方 交 付 税		166,189	3,351,491	3,517,680	
交 通 特 別 安 全 交 付 金 対 策 金			9,000	9,000	
分 担 金 及 び 負 担 金			257,340	257,340	
使 用 料 及 び 手 数 料			234,859	234,859	
国 庫 支 出 金		136,721	2,738,703	2,875,424	下記参照
県 支 出 金		54,274	959,341	1,013,615	下記参照
財 産 収 入		571	41,039	41,610	下記参照
寄 附 金		12,640	5,100	17,740	下記参照
繰 入 金			103,000	103,000	
繰 越 金			100	100	
諸 収 入			177,329	177,329	
市 債		518,400	2,132,900	2,651,300	
歳 入 合 計		888,795	14,873,803	15,762,598	

歳入区分の内訳

国庫支出金の内訳

障がい者医療費国庫負担金	6,750
障がい福祉サービス費等国庫負担金	41,750
障がい児施設措置費国庫負担金	21,500
保育所措置費国庫負担金	11,949
地域生活支援事業費国庫補助金	4,330
保育士等処遇改善臨時特例事業費国庫補助金	9,955
人・農地問題解決推進事業費国庫補助金	794
農地・水・環境保全向上活動支援事業費国庫補助金	743
社会資本整備総合交付金	1,700
都市防災推進事業費国庫補助金	37,250
	136,721

県支出金の内訳

後期高齢者医療保険基盤安定県負担金	△1,487
保育所措置費県負担金	5,974
障がい者医療費県負担金	3,375
障がい福祉サービス費等県負担金	20,875
障がい児施設措置費県負担金	10,750
重度心身障がい者等医療費県補助金	7,500
保育士等処遇改善臨時特例事業費県補助金	△8,267
放課後児童クラブ環境改善事業費県補助金	666
地域生活支援事業費県補助金	2,350
経営体育成支援事業費県補助金（被災農業者対象）	460
木造住宅耐震改修支援事業費県補助金	1,500
生活再建特別支援事業費県補助金	3,000
農林業センサス県委託金	646
徳島県知事・県議会議員一般選挙県委託金	6,832
消費者教育活性化事業県委託金	100
	54,274

財産収入の内訳

財政調整基金利子	520
地域の元気臨時交付金基金利子	51
	571

寄附金の内訳

一般寄附金	4,500
小松島市ふるさと応援寄附金	8,140
	12,640

## 2 目的別歳出の状況

(単位：千円)

区 分	今 回 追 加 額	既 計 上 予 算 額	現 計 予 算 額	備 考
	総 額	総 額	総 額	
議 会 費	△192	204,997	204,805	
総 務 費	66,886	1,475,994	1,542,880	
民 生 費	191,682	6,313,567	6,505,249	
衛 生 費	4,891	1,691,141	1,696,032	
農 林 水 産 業 費	7,577	227,402	234,979	
商 工 費	△157	54,899	54,742	
土 木 費	51,307	982,271	1,033,578	
消 防 費	94,191	383,889	478,080	
教 育 費	113,166	1,666,058	1,779,224	
公 債 費	358,873	1,853,152	2,212,025	
諸 支 出 金	571	15,433	16,004	
予 備 費		5,000	5,000	
歳 出 合 計	888,795	14,873,803	15,762,598	

## 3 性質別歳出の状況

(単位：千円)

区 分	今 回 追 加 額	既 計 上 予 算 額	現 計 予 算 額	備 考
	総 額	総 額	総 額	
人 件 費	36,564	2,884,789	2,921,353	
議 員 等 特 別 職 の 給 与	672	218,161	218,833	
職 員 給	23,952	1,976,323	2,000,275	
そ の 他	11,940	690,305	702,245	
物 件 費	82,523	1,910,854	1,993,377	
維 持 補 修 費	5,394	27,607	33,001	
扶 助 費	163,350	3,115,964	3,279,314	
補 助 費 等	40,529	1,807,600	1,848,129	
普 通 建 設 事 業 費	188,096	2,089,673	2,277,769	
補 助 事 業 費	79,200	1,323,122	1,402,322	
単 独 事 業 費	108,896	766,551	875,447	
災 害 復 旧 事 業 費				
補 助 事 業 費				
単 独 事 業 費				
失 業 対 策 事 業 費				
補 助 事 業 費				
単 独 事 業 費				
公 債 費	358,873	1,853,152	2,212,025	
積 立 金	571	12,433	13,004	
貸 付 金		4,800	4,800	
繰 出 金	12,895	1,161,931	1,174,826	
予 備 費		5,000	5,000	
歳 出 合 計	888,795	14,873,803	15,762,598	

平成 26 年度 事業費 の 状 況

(単位：千円)

費目	事業名	事業費	財 源 内 訳					備 考	
			国庫支出金	がんばる地域 交付金	県支出金	地方債	そ の 他		一般財源
	普通建設事業	(2,277,769) 188,096	(467,480) 37,800	(33,000) 0	(25,106) 1,500	(1,610,000) 124,000	(28,951) 0	(113,232) 24,796	
	1 補助事業	(1,402,322) 79,200	(467,480) 37,800	(33,000) 0	(5,500) 3,600	(880,500) 32,400	0	(15,842) 5,400	
土木	木造住宅耐震事業	7,000	1,700		3,600			1,700	住まいの安全、安心なリフォーム支援事業
消防	津波等災害に強い安全なまちづくり推進事業	72,200	36,100			32,400		3,700	小松島南中学校飲料用耐震性緊急貯水槽設置工事他

(単位：千円)

費目	事業名	事業費	財 源 内 訳					備 考	
			国庫支出金	がんばる地域 交付金	県支出金	地方債	そ の 他		一般財源
	2 単独事業	(875,447) 108,896			(19,606) △ 2,100	(729,500) 91,600	(28,951) 0	(97,390) 19,396	
農林水産業	農道・排水路整備事業	(8,191) 2,700				2,000	( 3,000)	(3,191) 700	排水路補修工事
土木	交通安全対策事業	(11,910) 3,110					(8,800)	3,110	交通安全施設整備工事
	排水機場管理運営事業	(26,450) 21,450				(23,000) 19,300		(3,450) 2,150	和田島・金磯排水機場水中ポンプ取替工事
	金磯地区避難路整備事業	5,000				5,000			市道金磯9号線整備工事
	木造住宅耐震事業	(1,400) △ 5,200			△ 2,100			(1,400) △ 3,100	補助事業へと統合
教育	学校情報通信技術環境整備事業	17,000				17,000			小學校生徒用タブレット端末購入
	幼稚園、小中学校施設整備事業	(23,338) 6,084				(13,600) 4,400		(9,738) 1,684	小松島中学校屋内運動場屋根改修工事設計他
	新開小学校運動場改良事業	(38,012) 12,500				(34,800) 9,300		(3,212) 3,200	新開小学校運動場整備工事他
	市営プール管理事業	4,500				3,300		1,200	市営プール改修設計委託
	市立体育館管理事業	(42,782) 41,752				31,300		(11,482) 10,452	駐車場造成測量設計委託・用地購入

平成26年度 特別会計予算（12月）分析資料

1 競輪事業特別会計

歳入 (単位：千円)				
款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
④ 繰越金	100	79,215	79,315	
歳入合計	8,597,000	79,215	8,676,215	
歳出 (単位：千円)				
款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
① 競輪事業費	8,589,900	79,215	8,669,115	基金積立金等
歳出合計	8,597,000	79,215	8,676,215	

2 後期高齢者医療特別会計

歳入 (単位：千円)				
款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
③ 繰入金	158,704	△1,833	156,871	保険基盤安定繰入金等
⑤ 繰越金	0	7,748	7,748	
歳入合計	535,369	5,915	541,284	
歳出 (単位：千円)				
款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
① 総務費	28,711	149	28,860	人件費
② 後期高齢者医療広域連合納付金	502,826	5,766	508,592	
歳出合計	535,369	5,915	541,284	

3 国民健康保険特別会計

歳入 (単位：千円)				
款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
③ 国庫支出金	1,252,589	47,719	1,300,308	療養給付費国庫負担金等
④ 県支出金	235,866	6,665	242,531	調整交付金
⑧ 繰入金	410,610	6,748	417,358	一般会計繰入金
⑩ 繰越金	0	31,912	31,912	
歳入合計	4,927,195	93,044	5,020,239	
歳出 (単位：千円)				
款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
① 総務費	66,120	6,748	72,868	人件費
② 保険給付費	3,311,267	77,700	3,388,967	一般療養給付費、一般高額療養費
⑩ 諸支出金	4,471	8,596	13,067	国庫支出金返還金、支払基金返還金
歳出合計	4,927,195	93,044	5,020,239	

4 介護保険特別会計

歳入 (単位：千円)				
款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
④ 国庫支出金	794,256	1,522	795,778	介護保険事業費補助金
⑦ 繰入金	619,311	8,067	627,378	一般会計繰入金
⑨ 財産収入	146	79	225	基金利子
⑩ 繰越金	0	28,373	28,373	
歳入合計	3,665,703	38,041	3,703,744	
歳出 (単位：千円)				
款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
① 総務費	88,878	9,589	98,467	人件費、介護保険システム改修委託料等
② 保険給付費	3,487,525	11,885	3,499,410	居宅介護サービス給付費
④ 諸支出金	13,110	16,567	29,677	返還金等
歳出合計	3,665,703	38,041	3,703,744	

5 公共下水道事業特別会計

歳入 (単位：千円)				
款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
③ 繰入金	234,631	△87	234,544	一般会計繰入金
歳入合計	350,161	△87	350,074	
歳出 (単位：千円)				
款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
① 下水道費	132,505	△87	132,418	人件費
歳出合計	350,161	△87	350,074	

議案第87号 小松島市職員の配偶者同行休業に関する条例について

《制定の趣旨》

職員が外国で勤務する配偶者に同行し、生活を共にすることを可能とする休業制度が、地方公務員法の改正により創設されたため、新たに条例を定めるもの。

小松島市職員の配偶者同行休業に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第2項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮したうえで、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象者となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上の期間にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であつて外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条の条例で定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。）が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 配偶者同行休業をしている職員が、小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年小松島市規則第9号）第13条の別表第2の13の項の事由による休暇を取得することとなったこと。

(3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務

員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

（届出）

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- （1） 配偶者が死亡した場合
- （2） 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- （3） 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- （4） 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- （1） 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
  - （2） 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用
- 2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
- 3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（職務復帰後における号給の調整）

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続

き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ市長と協議して、その者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第11条 小松島市職員の退職手当に関する条例（昭和29年小松島市条例第3号）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての小松島市職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（小松島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 小松島市職員の育児休業等に関する条例（平成4年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第10条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

（小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第3条 小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年小松島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第7号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の休業に関する状況

(小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年小松島市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第15条の3の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第15条の4 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

附則第2条関係

小松島市職員の育児休業等に関する条例(平成4年小松島市条例第5号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第6条第1項</u>の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 小松島市職員の定年等に関する条例(昭和59年小松島市条例第20号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第6条第1項</u>の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 小松島市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項</u>の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 小松島市職員の定年等に関する条例(昭和59年小松島市条例第20号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項</u>の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 小松島市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>



附則第3条関係

小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年小松島市条例第6号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) 職員の給与の状況</p> <p>(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(4) 職員の分限及び懲戒処分の状況</p> <p>(5) 職員のサービスの状況</p> <p>(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</p> <p>(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況</p> <p>(8) その他市長が必要と認める事項</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) 職員の給与の状況</p> <p>(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(4) <u>職員の休業に関する状況</u></p> <p>(5) 職員の分限及び懲戒処分の状況</p> <p>(6) 職員のサービスの状況</p> <p>(7) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</p> <p>(8) 職員の福祉及び利益の保護の状況</p> <p>(9) その他市長が必要と認める事項</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>追加 改正 改正 改正 改正 改正</p>

附則第4条関係

小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年小松島市条例第31号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第15条の3 地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員には、同項の自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第16条 職員が勤務しないときは、小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年小松島市条例第1号)第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間又は休日等である場合、休暇による場合その他その勤務をしないことにつき特に承認のあった場合(労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇としての許可を受けた場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第15条の3 地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員には、同項の自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p><u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u></p> <p><u>第15条の4 地方公務員法第26条の6第1項の規定による承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u></p> <p>(給与の減額)</p> <p>第16条 職員が勤務しないときは、小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年小松島市条例第1号)第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間又は休日等である場合、休暇による場合その他その勤務をしないことにつき特に承認のあった場合(労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇としての許可を受けた場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>追加</p>

議案第88号 小松島市行政手続条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

行政手続法の一部を改正する法律が改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求めることができる「処分等の求め」及び法令の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる「行政指導の中止等の求め」等の手続きを新設するもの。

小松島市行政手続条例(平成9年小松島市条例第2号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 （略）</p> <p><u>第4章 行政指導(第30条～第34条)</u></p> <p>第5章～附則 （略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 （略）</p> <p><u>第4章 行政指導(第30条～第34条の2)</u></p> <p><u>第4章の2 処分等の求め (第34条の3)</u></p> <p>第5章～附則 （略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛</p>	<p></p> <p>改正</p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>改正</p>

て人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア (略)

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分  
ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ (略)

(6)～(7) (略)

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名あて人とするものに限る。)及び行政指導

(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア (略)

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分  
ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ (略)

(6)～(7) (略)

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名宛人とするものに限る。)及び行政指導

(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

改正

改正

改正

改正

改正

(7)～(9) (略)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名~~あて~~人となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名~~あて~~人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名~~あて~~人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

(7)～(9) (略)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名~~宛~~人となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名~~宛~~人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名~~宛~~人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

改正

改正

改正

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項のただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項のただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

改正

改正

改正

改正

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは、「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは、「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読

改正

改正

読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(行政指導の方式)

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該

み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(行政指導の方式)

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当

改正

追加

改正



行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1)～(2) (略)

(複数の者を対象とする行政指導)

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、市の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1)～(2) (略)

(複数の者を対象とする行政指導)

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、市の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと料するとき、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続きを経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

改正

追加

- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

#### 第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

追加

<p>(届出) 第35条 (略)</p>	<p>(6) <u>その他参考となる事項</u>  <u>3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該行政処分又は行政指導をしなければならない。</u></p> <p>—  第35条 (略)</p>	<p>削除</p>
--------------------------	---	-----------

附則第2条関係

小松島市市税賦課徴収条例(昭和25年小松島市条例第133号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>第4条 小松島市行政手続条例(平成9年小松島市条例第2号)第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則等の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p> <p>2 小松島市行政手続条例第3条、第4条及び第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。</p>	<p>第4条 小松島市行政手続条例(平成9年小松島市条例第2号)第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則等の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p> <p>2 小松島市行政手続条例第3条、第4条及び第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。</p>	<p>改正</p>

議案第89号 小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

条例において引用する児童扶養手当法が改正されたことにより、引用する条番号のずれを改めるもの。

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例(昭和43年小松島市条例第10号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>附 則 第5条 （略） 2～6 （略）</p> <p>7 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による特別児童福祉手当，障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において，これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童(これらの支給を受ける者を除く。)に係る年金たる損害補償を，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に掲げる給付とみなしたならば，これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは，当分の間，この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から自治省令の定めるところにより規則で定め</p>	<p>附 則 第5条 （略） 2～6 （略）</p> <p>7 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による特別児童福祉手当，障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において，これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童(これらの支給を受ける者を除く。)に係る年金たる損害補償を，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に掲げる給付とみなしたならば，これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは，当分の間，この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から自治省令の定めるところにより規則で定め</p>	

<p>る額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。</p> <p>(1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号</u>に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号(国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。)に定める給付</p> <p>(2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号</u>に定める給付</p>	<p>る額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。</p> <p>(1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号</u>に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号(国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。)に定める給付</p> <p>(2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第13条の2第1項第4号又は第2項第2号</u>に定める給付</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>
---	--	---------------------

議案第90号 小松島市社会福祉憲章条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成27年4月1日からの老人等無料バスについて、路線バスの運行主体が 徳島バスとなることから、優待券を優待証に変更し、利用券を導入する等、所要の改正を行うもの。

小松島市社会福祉憲章条例(昭和46年小松島市条例第9号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(給付)</p> <p>第11条 前条第1号の規定に基づく給付は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 老人，身体障害者，知的障害者(児)及び戦傷病者の生きがいを高め，福祉の向上を図るための<u>バス無料優待券</u>の交付</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>(給付)</p> <p>第11条 前条第1号の規定に基づく給付は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 老人，身体障害者，知的障害者(児)_____の生きがいを高め，福祉の向上を図るための<u>バス無料優待証及び利用券</u>の交付</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>削除 改正</p>

議案第91号 小松島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

近年、出産費用が増額傾向にあること及び産科医療補償制度掛金が減額されることに伴い、条例において定める出産育児一時金の金額を増額するもの。また、条例施行規則において定める産科医療補償制度掛金に係る加算分については、減額するもの。

	(現行)		(改正後)
出産育児一時金 本体分 (条例で規定)	390,000円	→	404,000円
加算分 (規則で規定)	30,000円	→	16,000円
計	420,000円	→	420,000円

小松島市国民健康保険条例(昭和35年小松島市条例第4号)新旧対照表

現行	改正後 (案)	備考
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>390,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p>	改正



議案第92号 小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

10ヘクタール以上の風致地区についての規制に関する権限が、平成27年4月1日以降、県から移譲されるため、必要な改正を行うもの。

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成16年小松島市条例第17号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条第1項の規定に基づき、<u>面積が10ヘクタール未満の風致地区内</u>における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 <u>面積が10ヘクタール未満の風致地区内</u>において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条第1項の規定に基づき、<u>風致地区(2以上の市町村の区域にわたるものを除く。以下同じ。)</u>内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 ____風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>

(13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア～イ (略)

ウ 認定電気通信事業(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。)又は有線一般放送(放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)第2条第4号に規定する有線一般放送をいう。)、共同聴取業務に限る。以下同じ。)の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)のうち、高さが15メートル以下であるものの新築(有線一般放送の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築又は移転

エ (略)

3 国、県又は市の機関(次に掲げる独立行政法人等を含む。以下この項において同じ。)が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国、県又は市の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

(1)～(8) (略)

(適用除外)

(13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア～イ (略)

ウ 認定電気通信事業又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送(放送法(昭和25年法律第132号)第64条第1項ただし書きに規定するラジオ放送をいう。以下同じ。)の業務(共同聴取業務に限る。以下同じ。)の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)のうち、高さが15m以下であるものの新築(有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築又は移転

エ (略)

3 国、県又は市の機関(次に掲げる独立行政法人等を含む。以下この項において同じ。)が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国、県又は市の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 独立行政法人森林総合研究所

(10) 独立行政法人国立病院機構

(適用除外)

改正

追加

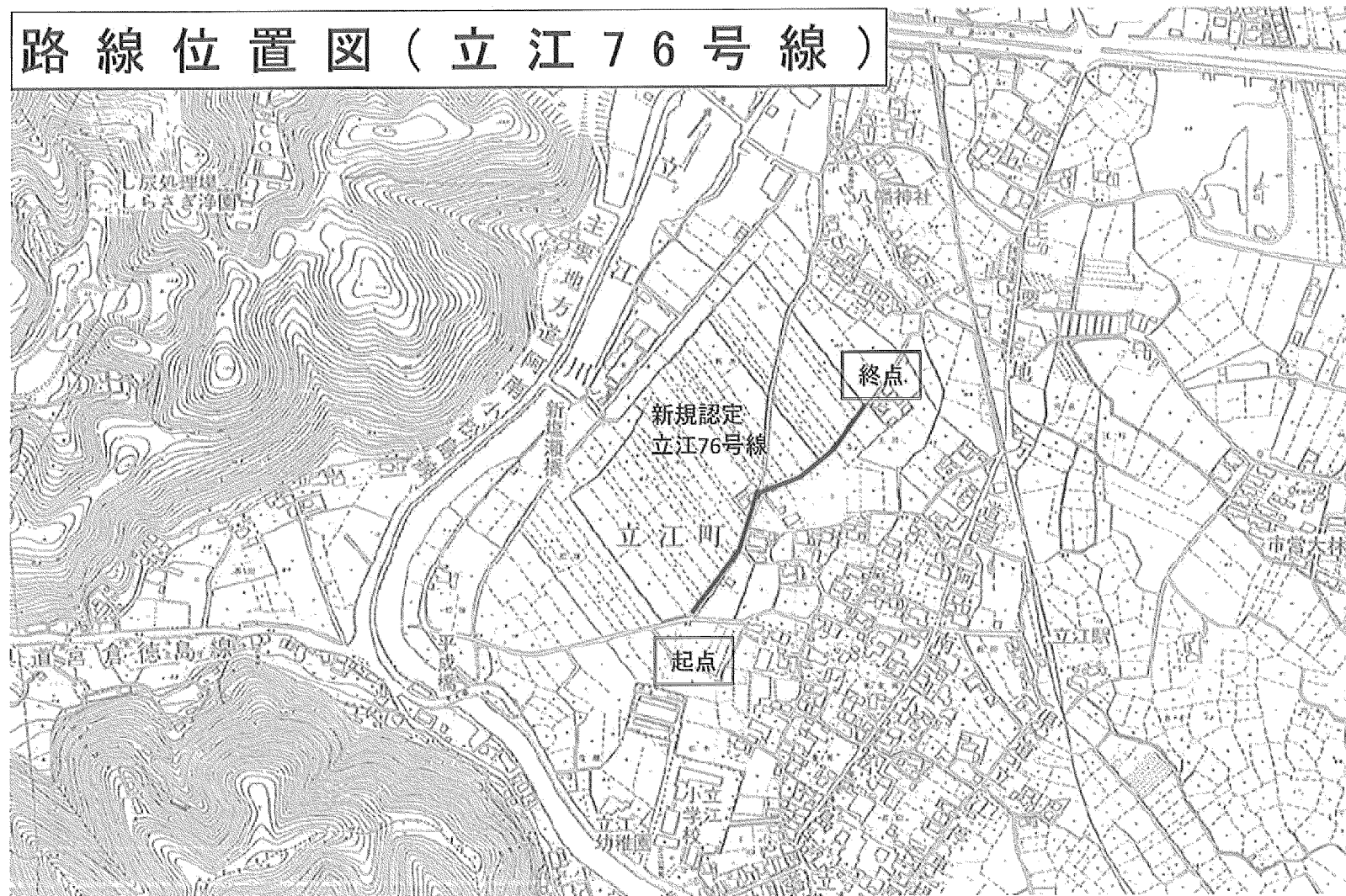
追加

<p>第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。 この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項(同項第4号を除く。)</u>に規定する業務に係る行為(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>(6)～(24) (略)</p> <p>(25) <u>認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為</u></p> <p>(26)～(30) (略)</p> <p>(31) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、<u>同法第56条の10第1項</u>の規定により指定された重要有形民俗文化財、<u>同法第57条第1項</u>に規定する埋蔵文化財又は<u>同法第69条第1項</u>の規定により指定され、若しくは<u>同法第70条第1項</u>の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為</p> <p>(32)～(34) (略)</p>	<p>第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。 この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項第1号、第2号イ若しくは第3号(水資源開発施設に係る部分に限る。)</u>に規定する業務又は<u>同法附則第4条第1項</u>に規定する業務(これに附帯する業務を除く。)<u>に係る行為(エに掲げるものを除く。)</u></p> <p>(6)～(24) (略)</p> <p>(25) <u>電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為</u></p> <p>(26)～(30) (略)</p> <p>(31) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、<u>同法第78条第1項</u>の規定により指定された重要有形民俗文化財、<u>同法第92条第1項</u>に規定する埋蔵文化財又は<u>同法第109条第1項</u>の規定により指定され、若しくは<u>同法第110条第1項</u>の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為</p> <p>(32)～(34) (略)</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
---	--	-------------------------------

議案第93号 財産の取得について

購入物品	水槽付消防ポンプ自動車	
購入予定価格	41,040,000円	
内 訳	水槽付消防ポンプ自動車1台	38,000,000円
	消費税	3,040,000円
購入の相手方	徳島市中昭和町2丁目15番地 徳島防災株式会社 代表取締役 鶴田 勝重	
納入期限	平成27年3月31日	

# 路線位置図（立江76号線）



# 路線位置図（櫛渕31号線）

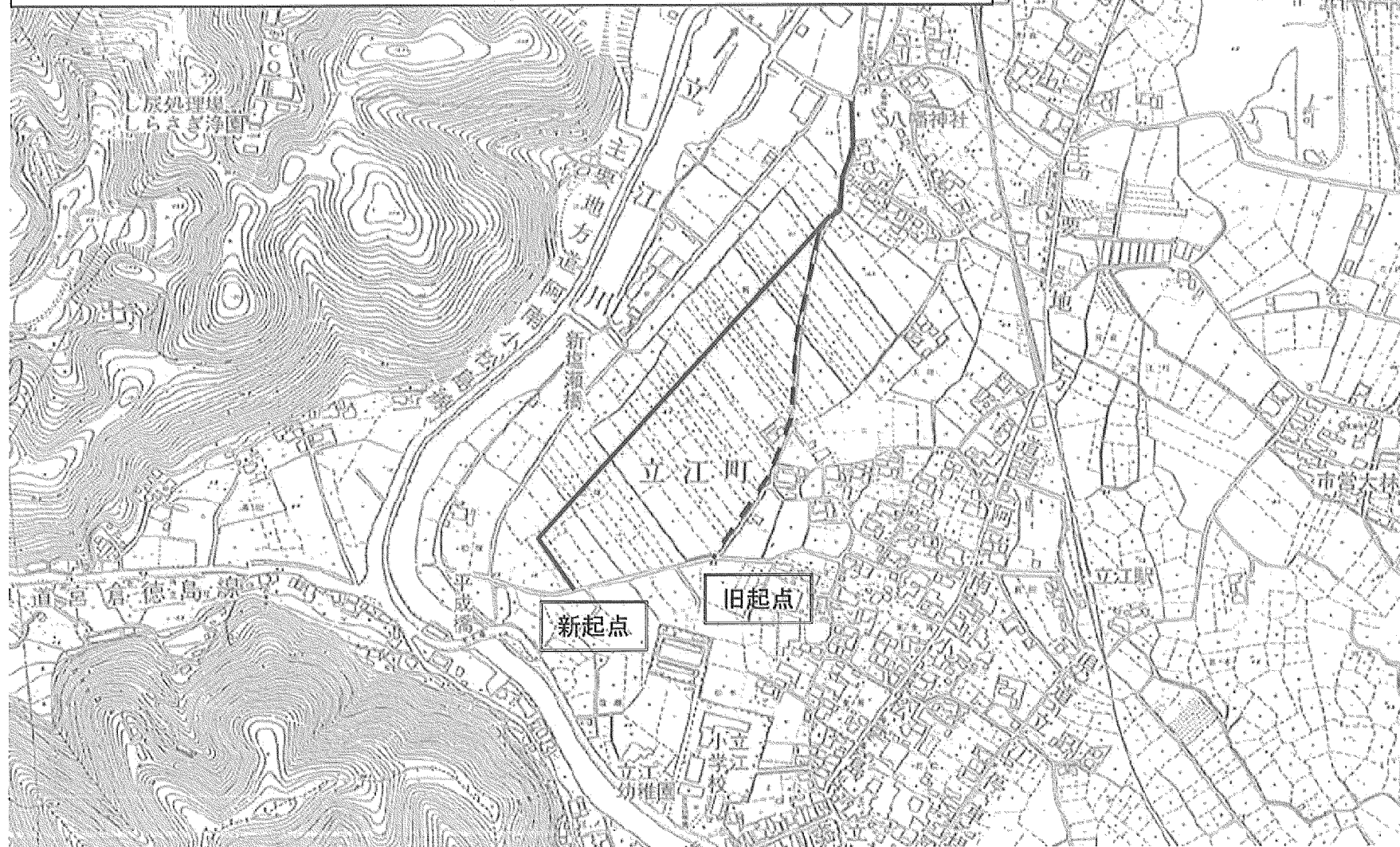


路線位置図（立江櫛湊線）



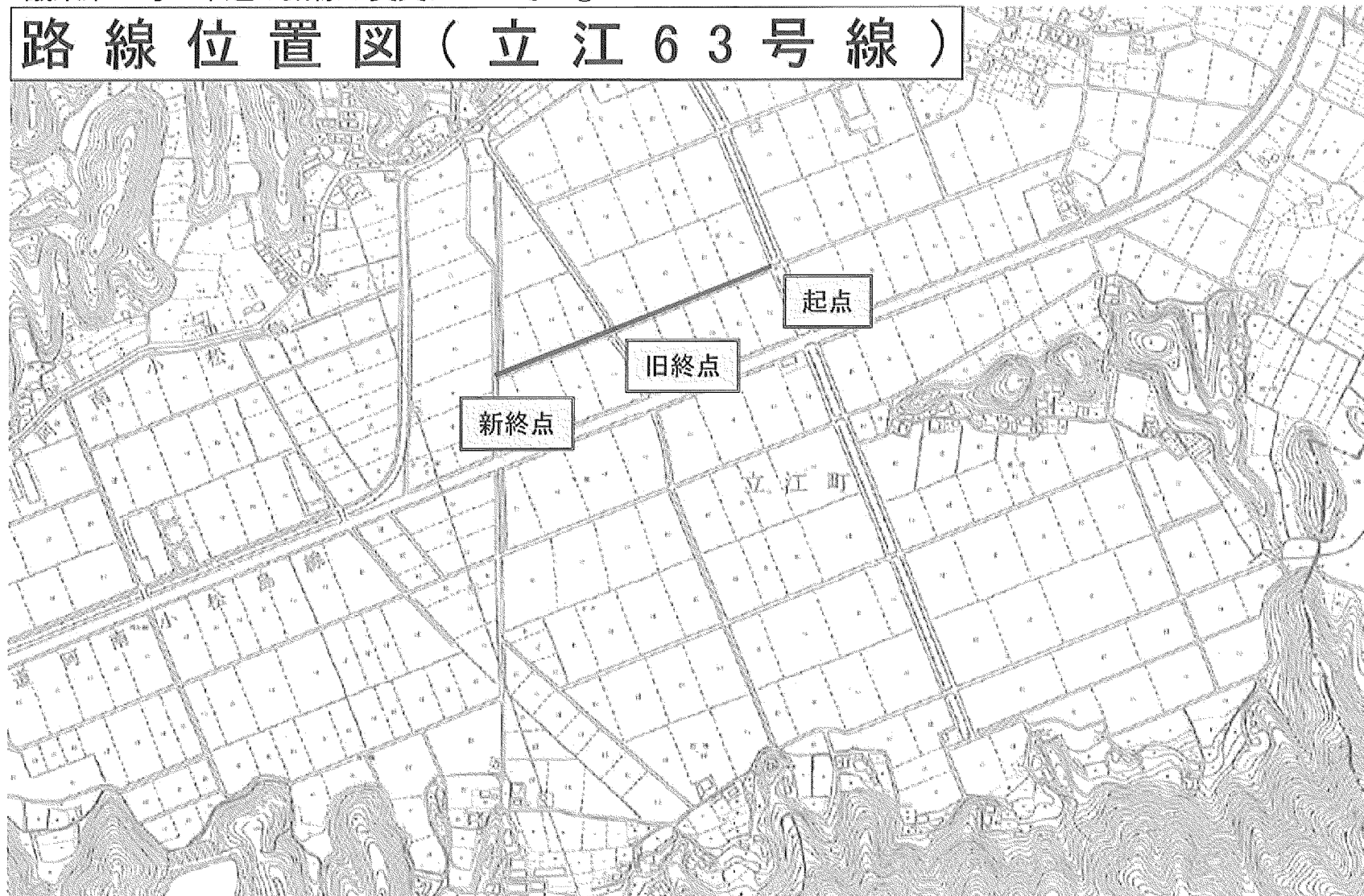


# 路線位置図（立江12号線）

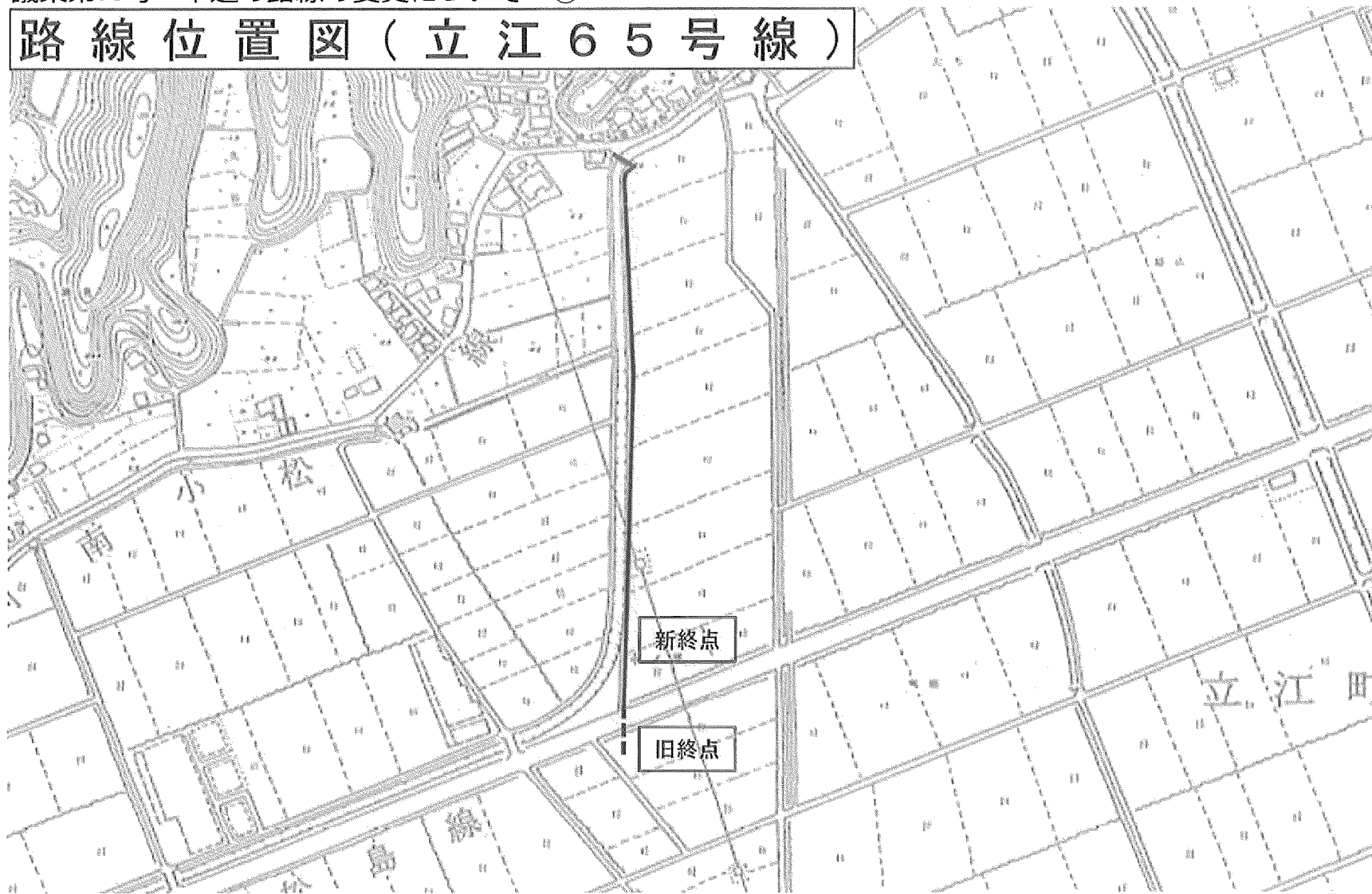




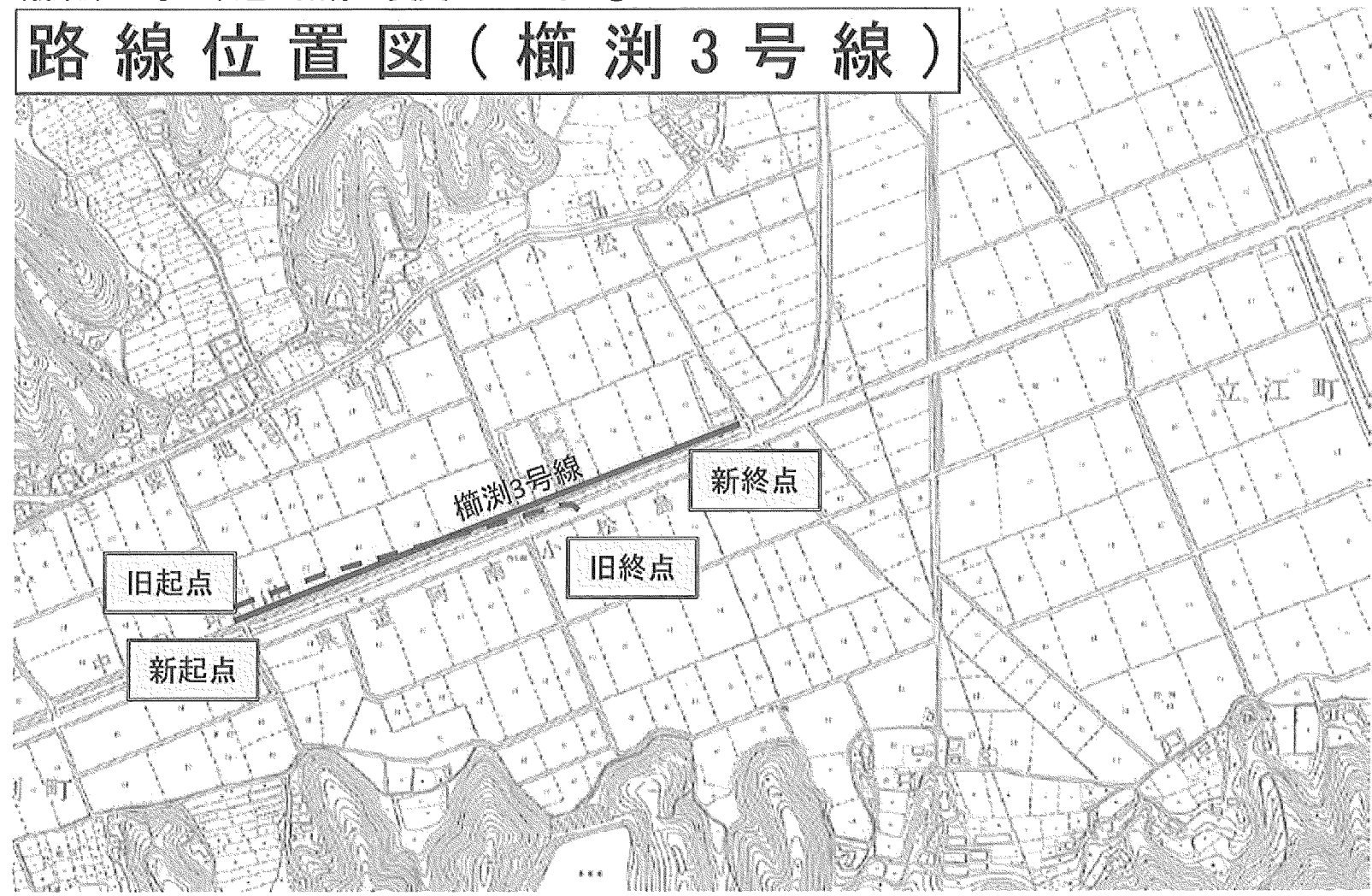
# 路線位置図（立江63号線）



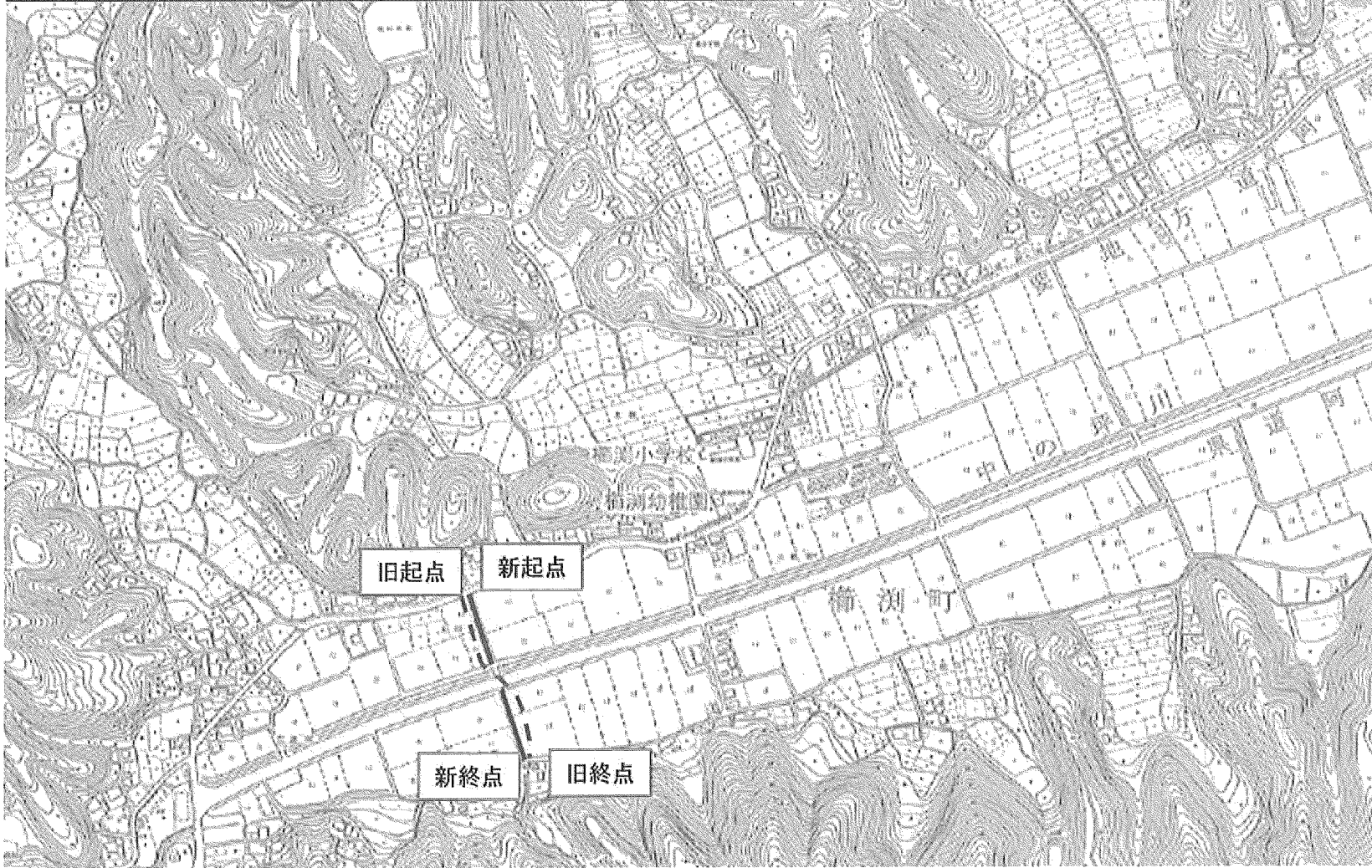
路線位置図（立江65号線）



# 路線位置図（櫛淵3号線）



路線位置図（櫛渕8号線）

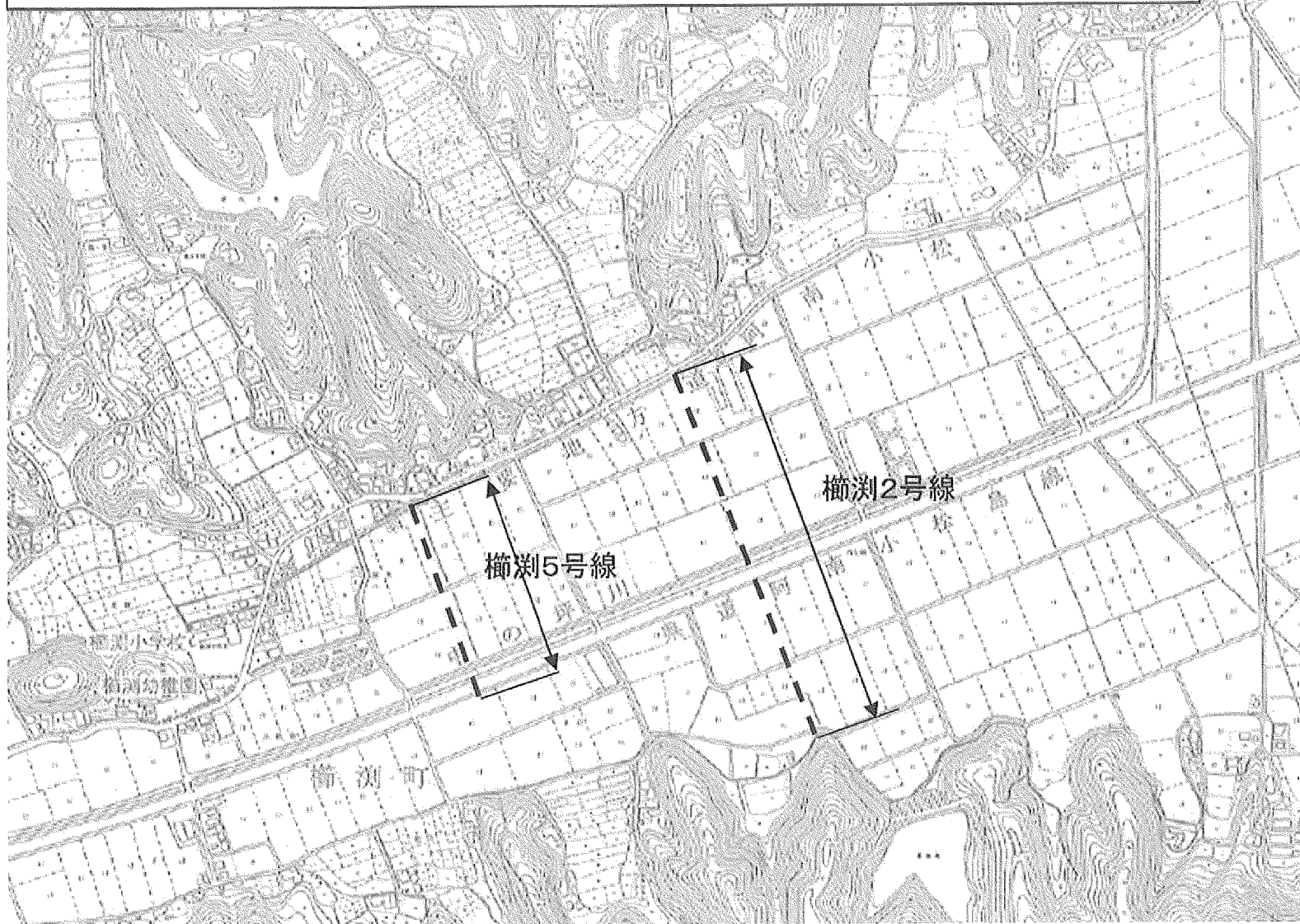




# 路線位置図（櫛渕14号線）



# 路線位置図（櫛漕2号線、櫛漕5号線）



## 損害賠償額の決定について

市施設内の財物事故に関し、損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	108,686円
当事者	小松島市
相手方	小松島市田浦町在住の男性
事故発生日	平成26年8月10日
事故発生場所	小松島市横須町1番1号
事故の概要	8月10日の朝に通過した台風11号による強風により、市役所本庁舎敷地内にある車庫の2階部分外壁（トタン）が剥がれ落ち、駐車場に駐車中の車両3台を損傷させたもの。

平成26年9月26日専決

小松島市長 濱田保徳